

平成28年10月

定例教育委員会会議

会議録

平成28年10月13日開催

会 議 録

開催日時	平成28年10月13日(木) 午後4時 開会 午後4時35分 閉会																														
場所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	委員	委員長 金丸 浩一, 委員長職務代理者 中島 智子, 委員 滝山 義之 委員 杉山 信治, 教育長 小池 語朗																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">高橋 いづみ</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>大河原 祐子</td> <td>文化振興課長</td> <td>樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td>社会教育課課長補佐</td> <td>八木 治樹</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>山川 俊巳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹</td> <td>西野 明子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課課長補佐</td> <td>櫛部 治彦</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ	学校教育部次長	大河原 祐子	文化振興課長	樽井 里美	学校教育部次長	片岡 晃恵	社会教育課課長補佐	八木 治樹	学校教育部次長	山川 俊巳			学校教育部次長	林上 敦裕			学校保健課主幹	西野 明子			教育政策課課長補佐	櫛部 治彦		
		学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	高橋 いづみ																										
学校教育部次長	大河原 祐子	文化振興課長	樽井 里美																												
学校教育部次長	片岡 晃恵	社会教育課課長補佐	八木 治樹																												
学校教育部次長	山川 俊巳																														
学校教育部次長	林上 敦裕																														
学校保健課主幹	西野 明子																														
教育政策課課長補佐	櫛部 治彦																														
事務局	事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育政策課課長補佐</td> <td style="width: 50%;">佐々木 康成</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>鎌田 和宏</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>阿部 由里夏</td> </tr> </table>		教育政策課課長補佐	佐々木 康成	教育政策課	鎌田 和宏	同	阿部 由里夏																						
教育政策課課長補佐	佐々木 康成																														
教育政策課	鎌田 和宏																														
同	阿部 由里夏																														
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 平成28年度旭川市文化賞受賞者について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会報告書について (2) 旭川市立小中学校における保健調査票等の改訂について (3) 平成29年旭川市成人を祝うつどいの開催について 6 その他 7 閉会 																														

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成28年10月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成28年8月定例教育委員会会議（平成28年8月17日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成28年8月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年8月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成28年9月定例教育委員会会議（平成28年9月7日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によるのでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年9月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成28年度旭川市文化賞受賞者について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成28年度旭川市文化賞受賞者について」及び報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
片岡学校教育部長	<p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成28年8月16日付けから平成28年9月20日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がある</p>

委員 各委員 各委員	委員長 委員長 委員長	<p>ありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第1号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容といたしましては、臨時的任用職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が14名となっております。</p> <p>報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
委員 片岡学校教育部次長	委員長	<p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）「平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、報告します。</p> <p>この報告書は、8月に開催した研修会について、第1部と第2部の2冊にまとめたものです。</p> <p>まず、第1部の報告書については、当日の流れ、ガイダンスや本市の取組状況、モデル校の取組発表、先進地取組発表、中学校区の交流などの当日の研修資料、中学校区の交流の様子、研修会のアンケート結果という構成になっております。</p> <p>参加した教職員を対象としたアンケートについては、250名の参加者の91.6%に当たる229枚を回収し、その結果を取りまとめました。その主な内容については、88ページを御覧ください。「あなたの学校で、小中連携は充実していると思いますか」の設問に対して、「充実している」「どちらかといえば充実している」と「どちらかといえば充実していない」「充実していない」と回答した割合はおよそ半分ずつの状況でした。充実していない理由としては、小中学校間における教職員の話し合いの回数が少ない、連携する学校の取組情報が把握できていないなどの回答が多い結果となりました。</p> <p>また、89ページでは、「あなたの学校で、9年間をつなげた教育活動に取り組んでいると思いますか」の設問に対して、「取り組んでいる」「一部取り組んでいる」と回答した割合は55%であり、9年間をつなげた教育活動への意識が高まってきている状況であると考えております。取り組んでいない理由としては、小中学校間における教職員の連絡や調整をする時間が確保できないという理由が多い結果となりました。</p> <p>この2つの回答を更に分析してみると、同じ学校においても、回答内容にばらつきがあり、小中学校間の距離の違いや、小・中学校の校区が一致していないことなどにより、教職員の打合せ時間を確保することが難しい状況であるとともに、各学校における教職員の役割や担当する学年、所管する業務によっても、小中連携に関する意識の差があるものと考えております。</p> <p>続きまして、第2部の報告書については、大きく4つの項目に分かれており、当日の流れ、先進地取組発表の当日研修資料、パネルディスカッションの内容、研修会のアンケート結果という構成になっております。</p>

委員	長	<p>このシンポジウムでも参加者を対象としたアンケートを実施しましたが、230名の参加者の53.9%に当たる124枚を回収し、取りまとめました。その主な内容については、53ページを御覧ください。「あなたが考える学校・家庭・地域のそれぞれが果たすべき役割は、何だと思いますか」の設問に対して、それぞれ一番多かった回答は、学校が「学力や豊かな心などを教育するところ」、家庭が「基本的生活習慣やしつけなどを教育するところ」、地域が「見守ること、家庭や学校を支え連携するところ」でした。このように、研修会を通じて、参加者が学校、家庭、地域の役割を考える機会につながられたと考えております。</p> <p>既に、各学校には、校内研修等でも活用してもらえるように、本報告書のデータと研修会を記録したDVDの貸出しをしております。</p> <p>今後は、小中連携・一貫教育検討懇談会や学校教育部内のワーキンググループにおいても、この報告書を分析・検証し、小中連携・一貫教育推進プランの作成や平成29年度以降の事業構築に生かしていきたいと考えております。</p> <p>私も第1部に参加しましたが、小中連携・一貫教育事業が着実に進んでいるという印象を受けました。姫路市の例と比較しても、年々現場に定着し浸透してきているという感じがしました。事務局が焦らず着実に進めてきた結果だと思います。今後の進展に期待したいと思います。</p> <p>報告事項(1)「平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	委員長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「平成28年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会報告書について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(2)「旭川市立小中学校における保健調査票等の改訂について」、報告願います。</p> <p>報告事項(2)「旭川市立小中学校における保健調査票等の改訂について」、報告します。</p>
学校保健課主幹		<p>保健調査票は、定期健康診断の実施に当たり、事前に児童生徒の心身の健康状態を調査するものであり、4月28日の定例教育委員会会議で、学校保健安全法施行規則の一部改正と国の児童生徒等の健康診断マニュアルの改訂に対応して、従前から使用している保健調査票を大幅に見直すため、保健調査票検討懇話会を設置して、協議を進めることを御報告いたしました。</p> <p>検討懇話会は、学校医2名、整形外科医1名、歯科医1名、学校長2名、養護教諭2名の8名を構成員として5月に設置し、昨年、養護教諭から提出された保健調査票の案を基本に、学校医等の意見を伺いながら7月と9月の2回の会議で協議を重ねるとともに、全小・中学校にも案を提示し、寄せられた様々な意見を踏まえて、お手元に配付した保健調査票の写しのとおり改訂したものでございます。</p> <p>主な変更点ですが、従前のB5版4ページからA4版6ページに変更し、個人情報保護に配慮して裏面を白紙にしました。内容については、見開き左ページの予防接種欄に接種回数を加え、中央のページにこれまで別途調査票を配付していたアレルギーと結核の調査を掲載しております。右のページに国の児童生徒等の健康診断マニュアルに準じた健康調査を掲載しており、その裏面に学校保健安全法施行規則の一部改正に対応した四肢に関する調査をイラスト入りで掲載しました。中学校の保健調査票も同様となっております。</p> <p>今後につきましては、本年11月の校長会会議で経緯等を報告の上、在学中の使用に耐え得る用紙に印刷して、来年1月には各学校に配付し、新年度から新しい保健調査票による健康診断を実施してまいります。なお、使用していく中で、気付いた点や制度改正による変更点につきましては、</p>

学校医や学校の意見を伺いながら、毎年度、若干の変更を行ってまいります。

また、お手元に配付しているからだのきろくと児童生徒健康診断票については、懇話会の所掌事項ではありませんが、保健調査票との関わりから、懇話会において協議し一部見直しを行いました。

からだのきろくについては、健康診断の結果を保護者にお知らせするものでありますが、保健調査票と同様にB5版からA4版に変更するとともに、学校保健安全法施行規則の一部改正に対応した内容に変更しました。また、これまで、裏面には肥満度曲線を掲載していましたが、国の児童生徒等の健康診断マニュアルにその活用が明記された成長曲線に変更しました。中学校につきましても、歯科健診の一部が詳しくなっておりますが、ほぼ同じ内容となっております。

児童生徒健康診断票については、既に平成28年度から使用しておりますが、学校保健安全法施行規則の一部改正に対応し、寄生虫卵検査欄と座高測定欄を削除し、四肢の検査欄を追加しています。なお、保健調査票は、新年度から全児童生徒分を改訂しますが、からだのきろくと児童生徒健康診断票は新1年生分から順次改訂していきます。

また、健康診断における色覚検査については、平成15年度より必須項目から削除されおりますが、色覚の特性を知らずに就職時期に直面するという実態が報告されていることから、平成26年以降、文部科学省及び北海道から、事前の同意を得て検査を行うことや適切な指導を行うことといった内容の通知が出されています。保健調査票の健康調査の眼科欄に記載されている「色まがいをするところがある」という項目にも関わることでありますが、色覚検査については、全小中学校に対して、文部科学省や北海道からの通知を踏まえ、眼科の学校医とよく相談の上、希望者には個別に検査を行うなど適切な対応ができる体制を整備するよう通知していることを申し添えます。

今回は近年にない大幅な見直しとなりましたが、保健調査票の活用により、事前に児童生徒の心身の健康状態について調査することで、学校保健安全法施行規則の一部改正に即した的確かつ円滑な健康診断が行われ、より一層、児童生徒の適切な健康管理及び保健指導が行われるよう努めてまいります。

委員長 報告事項(2)「旭川市立小中学校における保健調査票等の改訂について」、御意見、御質問等はありませんか。

滝山委員 今までの保健調査票は、結核やアレルギーに関する項目は別途配付されていたのですが、今回の改訂で保健調査票を1枚にまとめ、こういった項目についても家族の方に子どもの状態をしっかりと見ていただきたいというものです。

整形についても追加されていますが、最近の子どもは二分化している傾向にあります。一方は全然運動をせず、一方は逆に運動をし過ぎて、ひじやひざを故障している傾向にあります。四肢の運動機能の検査を全て学校医が実施すると非常に時間が掛かりますので、事前に家族の方に調査してもらうということです。いずれにしても、学校と家族と学校医が見やすいように改訂されたと思います。

中島委員 保健調査票の項目に、「左右の視線がずれるところがある」という表現がありますが、これはどのような意味なのでしょう。

滝山委員 斜視のことで、学校保健会発行の児童生徒等の健康診断マニュアルにも掲載されている表現です。

委員長 他に御意見、御質問等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、報告事項(2)「旭川市立小中学校における保健調査票等の改訂について」は、報告を受けたこととします。

社会教育部長	次に、報告事項（３）「平成２９年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告願います。
	報告事項（３）「平成２９年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告します。
	平成２９年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、例年どおり、実行委員会を組織して、つどいの企画、運営を行うこととし、市内の企業等に推薦を依頼したところ、新成人９名の推薦をいただき、この９名で実行委員会を構成したところであります。
	以前の教育委員会会議の中で、実行委員会の構成員に偏りがあるのではないかとの御指摘を受けており、今回は旭川ウェルビーイング・コンソーシアムを通じて、市内の大学や短大、高専にも募集のポスター掲示などを行っています。そのほか学生自主組織はしつくすに対しても、推薦依頼をしています。また、学生がよく出入りするイオンモール旭川駅前にもポスターを掲示しました。結果として、これらを見ての対象者の応募はありませんでしたが、今後自分が対象年齢になったときには実行委員会に参加したいとの電話がありましたことから、今後もこれらの取組を引き続き行いたいと考えております。
	第１回目の会議は９月に開催いたしました。その中では、実行委員長などの役員や、各委員の役割を決定したほか、事業計画についても協議し、「平成２９年旭川市成人を祝うつどい」事業計画概要を決定したところであります。
	開催日時につきましては、成人の日に当たる１月９日（月）に午前と午後の２部に分けて、午前は１１時、午後は２時から、場所は旭川市民文化会館大ホールで行う予定でございます。また、主催については、実行委員会、旭川市、旭川市教育委員会の３者によることとなっております。
	当日の次第であります。昨年同様、開会、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いの言葉、来賓・主催者の紹介、２０歳のメッセージと続き、アトラクションとしてステージイベントを行い、閉会となる予定でございます。また、エントランス等では各種催事を計画しております。なお、これらの具体的な内容につきましては、今後、実行委員会で検討していくこととしております。
委員 長	報告事項（３）「平成２９年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、御意見、御質問等がありますか。
各委 員	ありません。
委 員 長	それでは、報告事項（３）「平成２９年旭川市成人を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
委 員 長	他に、何かありますか。
各委 員	ありません。
事 務 局 職 員	ありません。
	《 秘 密 会 》
委 員 長	ここからは、秘密会といたします。
	【以下、非公開】